

重要事項説明書

(ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス)

(ユニット型短期入所生活介護サービス)

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人みずほ
所在地	名取市下余田字鹿島 86 - 5
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 森 精 一

2. ご利用施設（事業所）

名称	特別養護老人ホーム春の森から
所在地	仙台市太白区東郡山二丁目 3 4 番 5 号
指定番号	0 4 7 5 4 0 2 1 5 2
施設長	松 木 美 喜 子
電話番号	(0 2 2) 3 0 4 - 2 7 5 0

3. 施設の目的と運営方針

施設の目的 要介護者または要支援者に対し、サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

運営方針 要介護者又は要支援者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「もっと笑顔のためにできること いつも胸に」の理念の元に、ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス及びユニット型短期入所生活介護サービスの提供に努めます。地域や家庭との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 従業者の職種、人数、職務内容（特別養護老人ホーム兼務）

① 施設長（管理者）	1 名
事業所の従業者の管理及び業務の管理	
② 医師	1 名（非常勤）
入所者の健康管理	
③ 事務員	1 名以上
事務に関すること	
④ 生活相談員	1 名以上（常勤）
入所者またはその家族からの相談、入退所にかかわること	
⑤ 看護・介護職員	入所者の心身の状況に応じた看護、介護
看護職員	1 名以上（常勤・非常勤）
介護職員	7 名以上（常勤・非常勤・兼務）

- ⑥ 栄養士・管理栄養士 1名以上（常勤・兼務）
給食にかかわること
- ⑦ 介護支援専門員 1名以上（常勤・非常勤）
施設サービス計画にかかわること
- ⑧ 機能訓練指導員 1名以上（常勤）
日常生活を営むに必要な機能の維持・改善のための訓練

5. 勤務体制

職 種	勤 務 時 間
施設長	日勤（ 8：30～17：30 ）
看護・介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（ 6：30～17：00 のなかで各ユニット 8 時間勤務として調整 ） ・日勤（ 8：30～20：00 のなかで各ユニット 8 時間勤務として調整 ） ・遅番（ 12：00～22：00 のなかで各ユニット 8 時間勤務として調整 ） ・夜勤①（ 16：00～9：00 ） ・夜勤②（ 21：45～翌日 7：45 ）
生活相談員・管理栄養士 ・介護支援専門員・事務員 ・機能訓練指導員	日勤（ 7：30～18：30 のなかで 8 時間勤務として調整 ）

6. 入所定員 20名（介護予防短期入所を含む）
1ユニット10名（全室個室） 2ユニット

7. サービスの内容

【食事】食事は、ユニットの共同生活室で提供いたします。食事時間の目安はありますが、時間以外でもいつでも食べられるように、常備食等を準備して対応します。

朝食 7:30～9:00 昼食 12:00～13:30 夕食 17:30～19:00

主食(ご飯、お粥)はユニットで職員が炊き、味噌汁等の加熱も行います。副食は、委託業者が厨房で調理し、ユニットに運びます。盛り付けは、各ユニットで行いますが、暮らしの中の一場面として、入居者からも参加していただけるよう働きかけを行います。また、皆様に喜んでいただける食事を提供するために管理栄養士を配置し、入居者お一人お一人の嗜好やからだの状態に合わせた食事提供を行います。必要に応じて口腔ケアを行います。

【排泄】お一人お一人の排泄リズムを把握し、ご利用者に合わせたきめ細かな排泄援助を行います。できるだけオムツの使用を避け、トイレでの排泄援助を心がけますが、やむをえずオムツを使用する際も適切な種類を選択し、不快に感じないように努めます。また、声かけや援助の入り方などが他の入居者等に気づかれないよう、プライバシーや羞恥心に配慮した排泄援助を行います。

【入浴】入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施します。回数や時間に関して入居者からのご要望があった場合には可能な限り対応します。また、同性介助や浴槽の種類のご希望にも対応できるよう努めます。入浴介助は、一人の職員が対応する方法(マンツーマン方式)で行い、プライバシーや羞恥心へも配慮します。

【送迎】入退所時には、ご希望に応じて自宅等への送迎を行います。

【洗濯】施設で洗濯をします（料金は徴収しません）。衣類その他持ち物には、消えないように記名をお願いします。

【健康管理】日常的に看護職員、介護職員が、健康状態に気を配っています。

嘱託医による週1回（月）の診察日を設けています。診察日以外でも体調の悪い時は診察を致します。

【余暇活動】各季節の年中行事、クラブ活動、外出行事等を随時行います。行事内容等に関して入居者からのご要望があった場合には可能な限り対応できるよう努めます。

8. 施設サービスの概要と利用料

①利用料は、別紙の料金表一覧を参照をお願いします。

② 各加算項目内容は以下の通りです。

加算項目	内容	単位数
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置	4（日）
看護体制加算（Ⅱ）	一定以上の看護職員の配置と24時間の連絡体制確保	8（日）
看護体制加算（Ⅲ）イ	看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たし 要介護3.4.5の利用者が7割以上	12（日）
看護体制加算（Ⅳ）イ	看護体制加算（Ⅱ）の要件を満たし 要介護3.4.5の利用者が7割以上	23（日）
機能訓練指導加算	常勤の機能訓練指導員を配置している場合	12（日）
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う職員の勤務条件が一定以上配置されている場合	18（日）
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	8（1食）
送迎加算	施設にて送迎を行った場合	184（片道）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上の場合 勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合	22（日）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合	18（日）
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が1/2割以上。専門的な研修修了者を一定以上配置し、定期的な会議の開催	3（日）
緊急短期入所受入加算	やむを得ない理由で緊急入所した場合	7日を限度とし90単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）R6.5迄	計画に基づき、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善を実施している場合	総単位数から8.3%の単位数
特定処遇加算（Ⅰ）R6.5迄	現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得し、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている場合 また、介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	総単位数から2.7%の単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算 R6.5迄	処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得している場合で介護職員等のベースアップ等に充てる	総単位数から1.6%の単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅰ R6.6より	事業所内の経験・技能のある職員を充実している場合。	総単位数から 14.0% の単位数
短期生活長期利用者提供減算	連続して 31～60 日同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合	所定単位数から 1 日につき 30 単位を減算
看取り連携体制加算	看護体制加算Ⅱ又はⅣ・Ⅰ又はⅢを算定し、看護職員と病院や関係事業所と 24 時間連絡体制を確保できており、利用者様・家族様の同意を得ている場合。	死亡日及び死亡日以前 30 日以下、7 日を限度とし 64 単位

③ 配偶者と世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 1 段階	820 円	300 円
配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で預貯金等の資産が 2 段階で 650 万円（夫婦で 1650 万円）以下・3 段階①で 550 万円（夫婦で 1550 万円）以下・3 段階②で 500 万円（夫婦で 1500 万円）以下の場合	老齢年金受給者	利用者負担 1 段階	820 円	300 円
	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円以下	利用者負担 2 段階	820 円	600 円
	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円超 120 万以下	利用者負担 3 段階①	1,310 円	1,000 円
	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 120 万超	利用者負担 3 段階②	1,310 円	1,300 円
上記以外の方		利用者負担 4 段階	2,006 円 R6.8～2066 円	1,445 円

④ 高額介護サービス費の制度

介護サービスの利用で同じ月の支払い金額の合計が一定額を超えた場合、申請により、その費用の一部を高額介護サービス費として払い戻します。

対象者	上限額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上～690 万円（年収 1,160 万円）未満	93,000 円
課税所得約 380 万円（年収 7,70 万円）未満	44,400 円
住民税課税世帯	44,400 円
世帯全員が住民税非課税	24,600 円
世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円
生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	15,000 円

* 施設サービスを受けた時の食費や日常生活費は含まれません。

⑤ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ・理美容サービス
- ・外出時の物品の購入及び飲食代
- ・その他個人で使用する物品の購入費

⑥ 利用料の支払い

サービス利用料は月末精算とし、翌月請求させていただきます。口座振替（25日引き落とし銀行休業日は翌営業日）の手続きをおとりください（手続き用紙は施設で用意しております）。

※利用料及びその他の利用料金並びに損害弁償の支払いは契約者本人が支払うこととなりますが、代理人を連帯保証人とし契約者に代わってお支払いいただくことがございます。

9. 施設利用に当たっての留意事項

① 面会 面会時間 8：30～21：00

面会の際は、面会カードに必要事項を記入してください。上記時間以外での面会の際は、あらかじめご連絡いただくか、玄関にインターホンがありますのでご使用ください。

② 外出 外出は心身の状況に無理がない限り制限はしません。ご希望の場合は事前に届出をお願いします。

③ 喫煙 喫煙は決められた場所をお願いします。

④ 現金貴重品の管理

現金貴重品の管理には充分留意してください。紛失等で他の入居者の迷惑になることもありますので、事務室での保管もご検討ください。

⑤ 迷惑行為・宗教・政治活動

騒音等他の入所者の迷惑になる行為、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。他の入所者の迷惑にならない活動は制限しません。

⑥ 持ち込み

入居者への差し入れの際は職員にお声掛け下さい。危険物の持ち込みはご遠慮ください。

10. 緊急時の対応

利用者の体調の急変があり当施設の医療で対応が困難と医師が認めた場合、医療機関へのご紹介及び転院をさせていただきます。その際、ご家族も医療機関へ向かって頂くようご要請いたします。

11. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、非常災害対策を行います。

防火管理者 介護支援専門員 豊田 裕貴

12. 相談・苦情申立窓口

当施設のサービスについて及び利用者についてのご相談や、ご不明の点、疑問、苦情がございましたら生活相談員にご相談ください。

相談時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

(上記の時間でのご相談が難しい場合は、検討いたします。)

相談場所 特別養護老人ホーム春の森から 相談室

苦情受付者 生活相談員 鈴木 正人 電話 022-304-2750

介護支援専門員 豊田 裕貴

苦情解決責任者 施設長 松木 美喜子

第三者委員 みずほ監事 福田 忠夫

みずほ評議員 荒谷 正咲

運営適正化委員会 宮城県社会福祉協議会

『福祉サービス利用に関する運営適正化委員会』

電話：022-716-9674 FAX：022-716-9298

宮城県国民健康保険団体連合会 電話：022-222-7700

仙台市介護事業支援課 電話：022-214-3818

太白区役所介護保険課 電話：022-247-1111

青葉区役所介護保険課 電話：022-225-7211

宮城野区役所介護保険課 電話：022-291-2111

若林区役所介護保険課 電話：022-282-1111

泉区役所介護保険課 電話：022-372-3111

13. 事故発生時の対応

当施設のサービスを利用中に事故が発生した場合には、身元引受人様にご連絡を差し上げます。

また、損害賠償につきましては、契約書第15条をご参照ください。

14. 協力医療機関等

嘱託医

名 称	森内科クリニック
院 長 名	森 精 一
所 在 地	名取市下余田字鹿島 86-5
電 話 番 号	022 - 383 - 3070

協力病院

イムス明理会仙台総合病院 仙台市青葉区中央 4-5-1	電話 022-268-3150
中嶋病院 仙台市宮城野区大槻 15-27	電話 022-291-5191

年 月 日

ユニット型(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

社会福祉法人みずほ
理事長 森 精 一

事業所

特別養護老人ホーム春の森から
施設長 松木 美喜子

説明者 生活相談員

私は、本書面により、事業所よりユニット型(介護予防)短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者・入居者氏名

代理人(連帯保証人)

(続柄)

